重鐫 日本歳時記

春

ヲ6
199
1

門 珈 6
號 199
卷 1

明治三十六年九月十四日
市島謙吉 氏寄贈

日本歳時記敘

伊耆氏命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時其欽敬如此其故何也盍爟人推測天道治曆明時是事天治民之事而治之法也天下之吏莫先於此莫大於此堯之初政未及他事而先之者良有以也振古以來言曆象者世有其人屢改寢精靡有差貸唯如授時勤

民曆家之所未言也如夏小正月令可謂庶幾乎若夫玉燭寶典月令廣義諸書亦庶乎爲授民敎時之一助然其所載不純粹者亦夥矣可謂博而雜也本邦自古未聞言歲時之明且詳者故民間往往失其故實而錯傳妖妄之説者居多識者憾焉竊謂敎民授時在其位謀其政者之吏而非吾曹之所宜議

然如民生日用雜細事宜雖微賤復可言豈爲僭上乎不佞夙有志于此然衰朽之餘齡亶艱考索嘗屬家姪好古令編録於事之覈實而便乎民用者書之以和字家姪頗聰慧有編削之才彼之攷古訂今闕其疑愼言其餘者愜我之素志書稿屢換而輯録已具於是乎予暇日逐條再修補之書遂成編矣第恨

聞見未博考證亦疎而遺缺者尚多註
誤亦不少後之學廣而聞多之君子改
而正之則幸甚
貞享丁卯匊秋念日
貝原篤信書于筑前荒津之損軒

日本歳時記凡例

一此編にしるす所のもし毎月の節より三代
多くは伝はりてきたる人事三百六旬の公の
家雑事をしるしたる文におほくとゞめず我
國の文字にやはらげて又家 國の事とは凡
をしるしける事ありてこそ書けるゝ書を得りぬれ
いはんや先を遠識にあらさんとするにもあらず
みづから家事を始めし先後遷移しのこし
たる民間の賤の男賤の女に家時の事
宜をしらしめんためにしるすものなり

一 家時の衣裳を庭中にかくることの諸書紙
老人気をはき蛇と鶴くまじゆ所よ覚て
去ゆるこころをうけて決まひねがふくま
世俗の数とをえらうんとなり
一 月くの事宜き民生日用に役はりた
書にのせたる所なる紙かなを綴れどもさらぐも
これとさ所きいれまけかりし一年にや細かしま
ゆへし欲覚ゆしく倍ひ庭すにて
本郷乃民俗よかれて衣よ行く要用の
事のみとぞりてさるし得り

一 婚姻につきて吉凶従好が乃理神陰来の
ことは世俗にいひ傳へたれども多しくさ
のこしむ有無を見て理なからされはほかりより
さたがるもるの理常けるはおそうかりて
けるかくきし俗世さる人おい日吉をいふ
あふくるへからん吉凶道とするひ理明らう
すらいとの使らみ九家をとさ所くし
いま通つまは録せん
一 朝廷年中の御祀を延喜式江家次第
西宮記北山抄公事根源年中行事などの

書は浮まびりなり　中納の忠実よこころ
げしおん人もこれを考勘し今の文これ
をよみさば贅言なるべし此れやまのと
いへむを院なるべしされいさししは
本館岸　営中の禮儀式を記せりまり
主とも今民間に行れる歳時の公事よ
本つありてゆるとば略するよしとよるし
如これをも本とよしめんがためなり
一　此編と筆録せんとすと叔父横所翁の門弟
茅よ命ありまれざとも茅もよりすはさ

なく儀式しられて杜撰ありしつまとんく
なりてたがはやもぬくしえどもその世の年こ
かはるをぬまでかさねてもまひがてく名
の風俗の文どもをとめんぐて書つぐ千年
のちを経て漸その功を終りぬ今文翁の
冊稿をえて味あるに全書やなまりとえ
あれど機杖をそうけたきを啻やなりぬためか
しわせハ杉ひがくしまあやすりのき
ずおりの全へきの味まてもよ此編いれく儀式
のたえをは世俗をりつ家人ゆ侍も民俗よ

ことさらためにするにハ後のよむ人文理のやしなひとならバ幸なるべし

貞享丁卯末夏望日

筑州晩出貝原好古識

日本歳時記巻之一

損軒先生刪補
貝原好古編録

春

漢書律暦志にいはく春ハ蠢なり蠢ハ物の動き生ずる皃なり
和俗に春をはると訓ず○和語に春をはるといふハ
といふ義なり冬ハ陽気おさまりてかくれ
るゝ事まれなり春になりて陽和にしてやはらかにふ
目のはりもかくやさくなり又木の芽はるといふこゝろを
あまねく草木の根にきざし○春秋元命苞にいはく陽数ハ三なれ
ゆゑに春ハ三月をもつて一時とす陽数ハ九ハ極
春ハ一時九十日あり四時合て三百六十日おなし

春ハ四時の初にして少陽の時なり古人の説に一年の
計ハ春にありといへりされバ春のはじめに先年中なすべきお
事業をはかりさだむべし四民ともに其つとめのわざ

と初め勤むべし緩くして寛し其時を失ふ事
なかれ又春ハ陽の初めにて発生の時なり天道に
順て物をそこなはずことに殺すことを禁ずべし
素問に曰く春三月是を発陳といふ天地倶に生じ
万物以て栄ふ夜ハ臥て早く起庭に広く歩し髪を
被て形を緩にして志を生ぜしめよ生して殺す
ことなかれ与へて奪ふことなかれ賞して罰すること
なかれ是春の気に応じて養生の道なり是に逆ふときハ
肝をやぶり夏寒変をなすとあり
遵生八牋にいはく春日融和の時園林亭閣の

所に遊歩して滞懐をのべ生気を育すべし
久しく兀坐して鬱気を生ずべからず又飲酒
をも過事なかれ
金匱要略にいはく春ハ肝の旺ずる時なれば死気ハ魂
肝の臓に入なれバ諸獣の肝をくらふことを忌
とやかんするを畏れてなり
千金方にいはく春七十二日（土用十八日を除き春ハ七十二日也）酸味の物を
省べし甘味をまして脾気を養ふべし
月令広義にいはく春ハ温なり故に温性の食物を多
飲食べからず次第に春を食して温気を除すべし

温に一ケ月ばかり次に熱物をくらひ衣服とか
さね着ることを禁ずべし
衛生全論にいはく春の月毎朝頭を梳る事一二百梳
すべし又夜卧すに臨みて熱湯に塩一
撮入膝の下及足を洗ひ卧すべし風毒脚
気をのぞくとなん
東坡雲叢書にいはく春の月鄭道とて頭を含
事あれば其の中に毒ありと言ふ
月令廣義にいはく春の月大熱の物を食事なかれ
小蒜及百草の心芽を食ふべからず

正月

立春ハ正月の節雨水ハ正月の中 〇淵鑑大全新安陳氏曰不曰一月而曰正月取王者居正之義 尚書正義曰正猶長也 〇五雜組曰一月為正月自唐虞已來以正月為文祖 〇正月の異名 孟春 端月 陬月 〇青
の和名を睦月といふ清輔の奥義抄にいはく
ゆきかひ互にむつび月といふを略せり

元日
元日辞典に云く月正元日舜格于文祖蔡沈が注に月正ハ
正月也元日ハ朔日也と記せり是まだ唐虞の時代に
元日の名ありし證をもつて元とよぶ漢書に重人者僭
數るに正を以て三元となし元とよふ
三元也いはゆる玉燭宝典に云ふ今の世にいふ
三元を稱して元三を稱す後漢代鮑宣が傳に云ふ
年の始月の始日の始なるがゆへに三始也いふこのまゝ

後漢ハ孔光が傳に三朝と云りされバ三日を
田舎のたミハ先年始はめでたくなりて祝ふ
わけてよ後代の草木を得る事など先づ
くさび御来人ハ其わけをも年中ことによわらず
家ごとに餅を備へ酒を盛りて祝ふを其年の
始しとして正月より日々に新にせんと誡むべし
よろづの事をはじめとたのしむを来るべし
はじめ先まづしるされて事をまつり
かくして成就せバいよいよ其人のひろまりゆく
ことなれバ萬代までのこととや

○除夜より家をあらたにし寝ずして寝所を
宮の初まり起きて新年をむかへ盥漱し髪を結ひ浄
衣を着て威儀
容貌をかいつくろひ齋戒し香をたき天地
神祇を禮拜し [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
其父母よりまへて九ツ新年に逢ふのよろこび
父母在る人ハ先祖の祠堂ハ前に何候し拜を
備へ禮して事なく家を遁るのよろこびを祝ふべし

礼給ふ春盤となむ
和国乃風俗にて盤の上に松竹鶴亀のかたちを作り
てすへ栗榧滌藻海蝦なんどさまざまをかざる
米粿をもはしうちくこれとなむ歳初に
来る賀客にもすゝむ是を蓬莱とも云
蓬莱ハ仙島の名也かれ名をとりたるなるべし
もろこしにも春餅生菜なとゝて盤に盛
春盤とも名付くたるむきもあるべし以河宴
後漢にも見えたり杜子美の詩にも
春盤細生菜とはこれなりまた周處が風土記

に云荊楚人五辛盤をとゝのふるとしるせり
やうのものにやあらん
喰積にならべ雑煮を祖先考妣の霊前にそなへ
酒を献ずる事なれとも仕官の人ハ今日節会の禮
あり仕へさる人も年礼ありていとまなし
祭祀ハ暁にくらきうちにおこなふ次明ぬるこれを
行ふ也元旦なり楊氏歳除日の夜より二日まで
を行ひし文公家礼の注に見えたり　如まへ毎月朔日ごとにも
又元日祖先考妣の霊前に茶湯をそなへ新菓を
すゝめし程子生書文公家礼などにしるせり　さてこれにつきても
雑煮と云屠蘇湯を飲ミ飯を喫し温酒を

のミ又手洗(てうづ)すべし
ふるし製したる餅にこんぶ打栗榧(かや)
海老(えび)牛蒡(ごばう)薯蕷(やまのいも)萩蕪菜すりめ蘿蔔(だいこん)いろいろ
元日よりいはひわかめと用ゆる事延喜式にも見えたり
土佐日記にもいはひわかめなどいふ事をかきたり　なとゝと加へ
煮羹(あつもの)とし食(くら)ふ俗にこれを名付て雑煮(ざうに)と
いふ我國乃風俗(ふうぞく)に祝(しゆく)しき事ハ餅を
飾りて祝ふ此日より三日に至るまで餅をくらふ
もちゐを喜と祝ひきたる人しるべしまた
元日に膠牙餳(かうがひやう)とくふ事荊楚歳時記(けいそさいじき)に見えたり
立春の日春餅をもちゆる事月令廣義(ぐわつれいくわうぎ)に

みえたり又屠蘇酒(とそしゆ)をのむこと歳華紀麗(さいくわきれい)に出たるハ
むかし人ありて草庵(さうあん)乃内に居る毎歳除夜(まいさいじよや)
里閭(りりよ)に薬一貼(てふ)をおくり嚢(ふくろ)に盛て井中(ゐのうち)に
浸(ひた)さしめ元日に水より取出して酒樽に入て名
付て屠蘇酒(とそしゆ)と号(がう)し合家(がつか)これをのめば瘟疫(うんえき)
とやまひなしとあり屠(と)をほふるとよみ蘇(そ)ハよみが
へると訓(くん)ず此薬よく邪気(じやき)を屠絶(ふつぜつ)し人魂(じんこん)を
蘇醒(そせい)せしむるゆへに屠蘇と名付也潜確類書(せんかくるいしよ)
に見えたり李時珍(りじちん)が説(せつ)に屠蘇ハ魁鬼(くいき)乃名
此薬よく鬼爽(きさう)を屠割(ほふりさく)といへり又四時纂要(しじさんえう)によ

屠蘇ハ孫思邈が庵の名なりとも云へり　我
朝にて屠蘇白散をすゝむるハ嵯峨天皇
の御宇弘仁年中よりはじまれりとぞ
元日には屠蘇散を服し二日には白散を服し
三日には度嶂散を用ひらる又幼きものゝ先
飲とあれバ先だちて屠蘇をのむ老人ハ
歳を失へバ後にて屠蘇をのむといふ事を
時鏡新書にのせたり後漢の李膺杜密ほどを
わりて共にしく獄中に繋れるものしが
獄中にて元日にあひ酒を飲くいはく正旦

従小起。これをいへバ酒ハ幼キより始す
あり東坡の詩に不辭最後飲屠蘇と作れり
又歳旦の宗旦の詩に殺先徳前孫先笑
屠蘇無事酒先嘗。また蘇轍の詩に手把屠
蘇讓少年これ右のこゝろを述べたり志るべし
盧柳菊の説に云正旦に屠蘇酒をのむ事必
早幼よりはじむ先年幼にて不逢と聞ゆるなり
服正元日ハ一家の始なり長幼の分を正め
せずんバあるべからず故に節の事にかゝはらず
長幼を先にすべし以て佛ことにて正しき

おもひ之なり

○元朝夜いまだ明ざる前人ども大黒天と夷三郎殿の図像とかねて板に刻て紙にすりたるを売ゆきて人の門戸とたゝく是を売る福神をむかふる嘉兆多し故事ありてよきことゝする也

○とし若水といふものむかすあり世俗通に云くおほやけにいふとし乃十二月の土用に立水月御生氣の方乃井を封じて人に汲せず立春の日此井に出雲の土器に入て女房につかふまつるなり立春の日若水を飲ば年中の邪気を除くとなん

かく内裏にはおもひて今はたゞ初日の井の汲水とてくみてくるをのむことを若水とはいはずやあるべし是はくめば若水といふべし

○又歯固とてはらゐをかためてよはひをむかふる事を俗に鏡と餅とはいふ乃俗に餅と鏡

なるに鏡餅と称す按ずるに張天師が射鬼天全巻之十七鏡の字の下

乃細注に鏡餅をいふは麦米粉を做成形如満月のうら内一片蓋を置干

餅円二これをいはくら生ハ人をころしおもてを似て

餅の飾鏡此形に似りとて月のかたち也

命とさる事に歯をよはひといふ文字をよむなり他人の歯と云て

歯固ハよはひとかためむかふるこゝろなりさて正月の

かゞみはむかふ調に古今集に入たる

あふみのやかゞみ乃山をたてたれバかねてそみゆる

このゆゑに世にこれを嘉事と称するとなん世諺

問答に見えたり　しかれどもハ延喜の頃の御時

奥州の国より大嘗会乃しべをたてまつりし時

大伴家持の卿の寿なり　しべハ贄也大嘗会乃時延紀に見えたり

このとき物まうくと贄といふ又をしるすに

へ乃字にごりてよむべし　又をしやよ続纏と読る歌

手毎まくを歌ととなへてわ人きんとするも

かみ乃そらぬかしをや

そろへし事も元日に膠牙餳とくる事あ

膠国の義をとちらく荊楚歳時記にしるせり

く志らく綴僧の人を生く主君を祝しるべ乃

唐の大夫官長郷里の朋友に行きて年始の

賀とのぶべし　又唐人ハこれを元乃続行かはよ

行て賀しそのなごりゆを賀とのぶべし　され

ども此月ハ知おり人のもとへいたりてかよりひて

いよくむつひ志たしむべしなれば此月乃和名を

むつまし月とはいふよしおふお志るしなごこそし

元日乃朝賀ハ漢の高祖より初りしよし

杜氏通典に見えたり我朝にハ正朔を賀

するの儀ハ孝徳天皇の御時より始られ

よし旧事本紀に志るせり

○今日桃仁湯を服するは百邪を辟と歳時記に
みえたり桃は五行の精にて邪気をさくる性ありと又月令広義に
は元日蒼朮湯を服し桃葉を用て沐浴し一歳の
剋て赤之痾を却け邪気を辟け疫をやまふとこそ云なり
祥宅の月令には元日椒柏酒を服せば悪気を却
のぞく世の月令広義に以く元日飲酒諸
日雑事の文辟邪と以上広徳の詩に正歳辟悪
酒新年長命盃と作れり

○今日より月中まで門戸に松竹を立注連縄
をかりそのほか男子元服ゆづり葉歳なども飾る

事あり世俗門松をたつるハいつのむかしよりはじまりし事か
法とはなる之し儀は家居を封戸なるにより
民戸と門ゆれともむかしハ一町のうちと云史
法によりて門と並てしるしハ八の門ありし
ありそのなかに儀は家居をつくりゆきハ門なる
べしされども今その門の前に松竹を立ゆりおく
よろせとちぎり竹いよいよけんかの世の末なれ
ど年の始の祝ひなりとて今もやみし又男子ハ服の
男えハ深山にありて雪霜にもおしまず変ぬもの
れば松竹絹にかざりて祝れしも引ゆるにや

まろむことにいふなるよりて熨斗の鮑を飾ひゆづりえを飾まつり
かつり新参生初く賀茶退御辞すろ未だ主ハ文字みな飾を飾ひて志めん
縄にかざりて又ハそろぐらめれば手を用ふなの人し枕言みな又ゆづりえをと
次先のかざりよもちゆかりしれだに下りありけるすと見えたり

志め縄とハ梅左右縄よりて縄のもしと云縁
え世をの節り左をば清浄なるそれたりとし
そろへぬをとれかなることなりけるハ天照大
神乃天の岩戸を出給ひし時志りくめ縄をそむろ
きなハ今乃志め縄なり浄不浄をわかつよ
よりて神事の用にかならずひくなりよ結ひ縄の
家毎にひくなるも正月乃神をいはひまつらん
なてなるべし

一説に素戔嗚尊の南海へゆかひ給ひし時宿を
巨旦将来にかり給ひしにかしきまつらず貧しき蘇民
将来ハどとかくまんずして後るいろて巨旦を
ころし其のをとかく後乃世までの
志るしとせんとて巨旦が一族乃よそにきする松
を年の始めにつけ立るよし暦の節分貴皇円伝に
見えたり志かれども不経の説にして信ずる
にたらず只世俗の説と以て正とすべし
又むかしハ松を切りて門に立たりしや家
毎に年の梅を立てるまきかざり

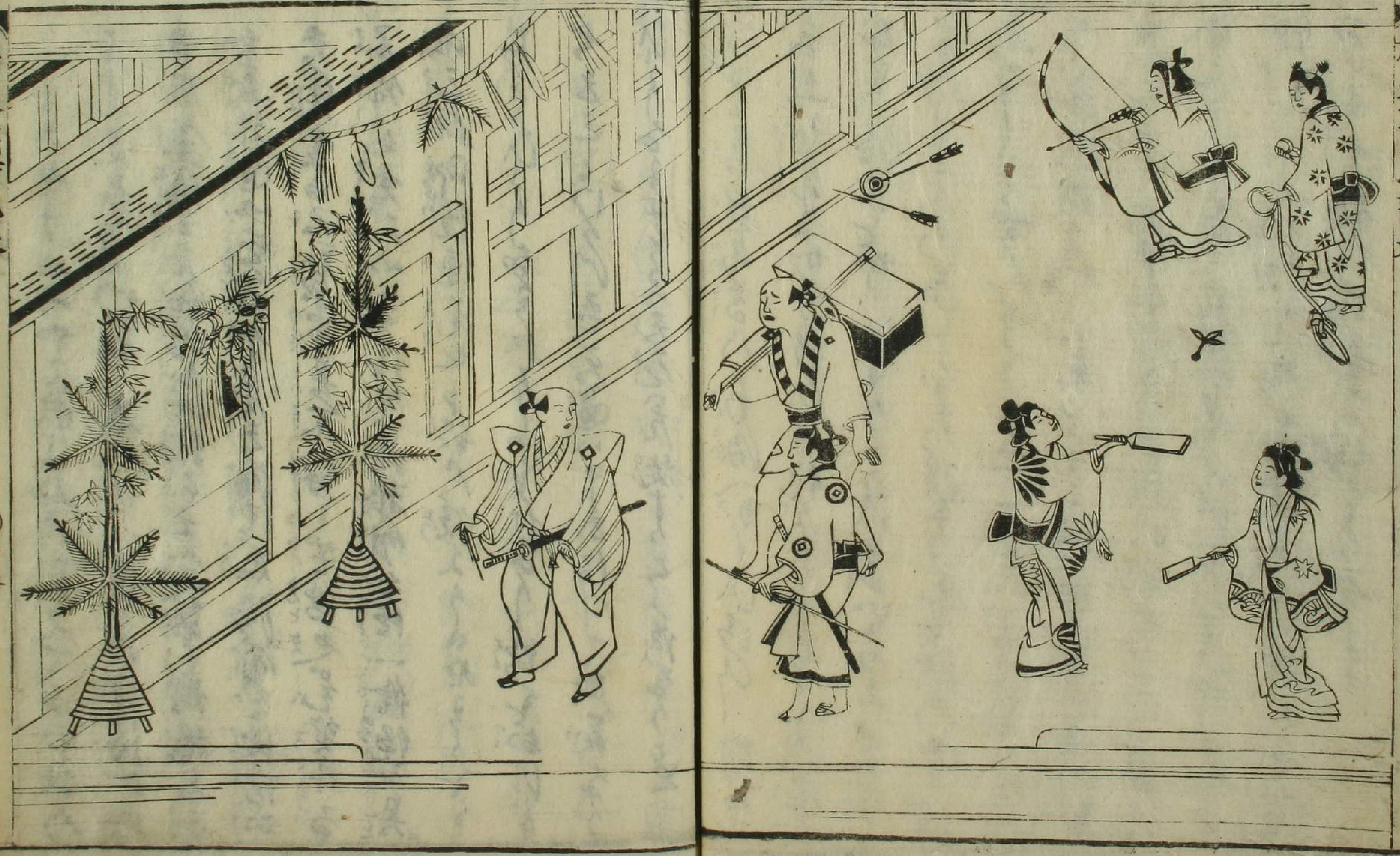

きさらぎまでみやこにてもありとぞいへり、かの注乃
ちらし先んじ門の松　ありくあるまゝの後漢書
李廟篆隷云、左縄端荊楚歳縄、正義又細縄言垂
之義、神荼以垂為帝、左志陽伸、取二清明之俗一、端午
未絹素為巫盤、重書二其所一節之、茫端也、是紫紬為
巫飾之意、故以垂為緒為縄之俗、一條縄為足
挂三陰御酒連是也、上結縁ようにみえるといふこと
ちくひがりあるにものをおかりとて端をわけ
七五三とかける五三道ハ十本にして家義あり
ひがりなまよとるへ天左ハ左縦するころ読ありとぞ

按ずるに家事附記に正月一日書雞を戸上に貼し
し葦索を其の上にかくるとぞ、みずから俗れハ
もろこしにも云ふ事にてこれより専ら俗に
なや、又門の松に塵をとりてかける事ハ東坡縄同て
いふく、白虎家夜三之戸内、赤脾邪鬼にはこれき
考すべし
○今日を八風と考て歳の善悪を決する
事あり、八風とハ八方より来る風なり、風占なり
東風ハ大旱、西南より来るハ小旱、西風ハ兵乱
あり、北より来るハ歳大飢饉なり、是漢式範

一年乃天運と天時の風をもしるゆへに此符は
これ妖気をはらし除すべからざるを辞に記し
○さるゆゑに今日桃符を設くる事あり桃
符とハ桃の木を札とこしらへ正月に家の
戸に掲くるを年の始めに模る家に鎮把
桃模る鎮符と王制に云ふ説文を総り山海経に
いはく海中に度朔山あり山に桃木あり桃下に
二神ありて百鬼を出入する家に此の元日桃符を掛
ゆゑんハ又風俗通にも此の事を載より山海経と於
異ありとあれとまされ妖気乃源はして除とる

なるべし和漢ともに桃をもつて万木にして
五木の精也仙木なり味辛氣悪をよく厭へ
厭伏すとあり是をもつて見れハ桃符をもつてはらふ
邪氣をはらふに至るべし我 國にも桃符を
かくる事ハ伊弉とハ云へども神代乃むかし伊弉
諾尊黄泉平坂にて桃樹に立かくれ其の桃の子
三つとりて泉津日醜女を給ひしに黄泉
軍皆逃還給ふ是桃を用て鬼をはらふ縁なり
と日本紀に見えたり是により神代のことを證
家 國にも桃符をかくる事なるや 又書云

居之桃符にいはく　愛君希道泰憂國願年豊　下の
桃符の美しき詩あまりしれたる句を載して
學ぶ人の為に其文の出所をしるべし
いはく　遁迷前聖統朋誤遠方來　今其文字を考みると
の桃符にかんがふれば修業思時敏進徳欲日新
ならんの類なり何ぞ作りて書べきなり
○今日字を始書す
月餘書と用ゆべし其文に多く　月往月來
暦にこれを書始と云
元正啓祚大簇告辰微陽始布嚴無不宜和神
養素又これらの言をとりて詩を作りて是を書べし
俗に其説を絶しをかとれ書院には試筆と称して

試筆といふわらし其文字をとりあつかふ事をいふ
又試觚試
されハ家書の説と試毫と称するハ和国のならはしなり
綸試毫なども其あらましにも家並の詩と
儀の式ハ綸旨の如く我邦の如く兌里たる風俗に
あらず次元日乃奇縁指遣に小大君
いふ年ねがはくもしハむかしの事乃
ころとよもと志らしや　姫文百首に大納言乃
いはく乃年のとりたるひもとて
左家のわかさまかん　後拾遺集に叢乃家
わかむ乃こしハ一夜とつてまくけふより
春とや川りけんかれ　玉葉集に紀貫之

其字にあまくきの字は此世にハ凡人乃こゝろよ
り家の事ハなをし那　寇萊公か書にも近衛関白
殿のまたくいはしくもなし然人のこゝろのを
きたはれる事なきり

元稹か歳旦乃詩に

一日今年始。一年前事空。凄涼百年事。應ニ下
与ニ一年同ジ

王荊公か元日の詩に

爆竹声中一歳除。春風送レ暖入ニ屠蘇ニ。千門万戸
曈曈日。総把ニ新桃一換ニ旧符ヲ

宋蔡之か歳旦の詩に

居間無ニ賓客一。早起但如ニ常。桃板添レ人換。梅花漏ニ
泄春香一。春風回ニ笑語一。雲気卜ニ豊穣一。柏酒何勞レ勸。
心康寿自長

○常に経史を業とし或ハ宦途にのぞみある人ハ
今日よりはじむへし礼服を着て其初を正し
危くし一年乃全功を見ひんとするか一日を
かく重ぬへし

○世俗は今日終日屋中を掃除せず是新年
来乃湯宇をとらずひをそそくして静養する事多く
し

五雑組に閩の俗元日より五日まで糞土を除かぬ箒にして珍珠といひて石をも投げて宝をゆるといふこれ古人如願の意なりものしらせりしかれバそろこしまもかくるす俗にも見えたり

○七夕常に飯を炊く竈に燈を點ずべし

○今夜夫婦の交をなすことハ壽命を損ずるよし月令廣義にみえたり

立春ハ正月の節なり大寒の後十五日斗柄艮に指を立春といふ立ハ始建也元日ハ正月の日の始也

立春ハ正月の氣の始なり一年の天運是よりあらたまる時なれハ心をあらため其始を正くすべしもろこしにハ此日春盤をすゝめ餻粥を食し春餅をくらひ桃湯に浴する事なとせしよし月令廣義にみえたり立春の哥　古今集に　貫之

袖ひちてむすびし水のこほれるを春たつけふの風やとくらん　同集に　二条の后

雪のうちに春はきにけりうぐひすのこほれる涙いまやとくらむ　同集に　源のまさずみ

君か世はさくらの永代迄とこにかはらぬ治や
たかみのとつかれ　新古今集に摂政太政大臣
みよし野は山もかすみて白雪のふりにし
里に春は来にけり　同集に　俊成
けふといへばもろこしまでも行春を都に
のみと思ひけるかな

曹松が立春の詩に
玉燭傳佳節。陽和應此辰。土牛呈歳稔。綵燕
表年春。臘尽星回次。寒餘月建寅。梅花将
柳色。偏思越郷人

黄玉林が立春の詩に
五十無聞紙白涙。後来歳月更茫茫。余生幾
度看新暦。又被春風減一年
張南軒が立春の詩に
律回歳晩氷霜少。春到人間草木知。便覚眼前
生意満。東風吹水緑参差
○立春の日より鶯解をしめてなくはつねを
もろこしの黄鶯もその声相まさりて鳴ぐ
たしとなん黄鶯の声をきける人ハいさりいはるは
たとへ中なくてハうくひすハきさらきすゑの都にいうぐ

ひと多くして園あるやど林ちかきは本のまよ
かぞされどもその春ゝ賞すべし能はよぶことぐ
なくともやまは杜鵑を又多くしてなくもの
走ずし是蜩蟬乃かゝれるなる所へし
○年乃始よ童子の破魔弓もて射るは治世る
世よも武を忘れざることあるべし但むかし弓
射礼とて正月よ内裏よて弓射る事乃ありし
しなり孝徳天皇の御宇よ大内にて正月よ
弓をいさしむといふ事古き文よも見えたり
かくはするを忘ぬやうけふ人ゝは年乃はじめよ

コキノコ
胡鬼子
胡鬼板

年もせる人を弓と射たりしまや文献通考
日本乃部よも毎正月一日花射戯すと記せり
○又毬杖をつるすあり是宝を乃眼をとるりと
せる説あれどたゞ童の戯玩よて侍るべき
劉照禮中抄十云十節録黄帝取宝丸
毬之今毬杖是也以彼例淳仁年始用件
國中世以事例日本国学吉例年始打
毬杖云云此事たしかなりすや古き文をも
見え歿附會の説なるべし
○又むかしは女乃わらはれあたのこといひて楽

蚕子に種をつけたる紙にて掃くる事あり世俗四谷
にいたく起さるゝもの蚕よく生れぬまじ
なひとするなり秋のなくしめに蜻蛉といふ虫を來
ては蚕をとらするに掬なり去年のことといへは欒華
子をすぐとさんだうかしらにして種をつけたり
これを板にはしつきあぐ至は落る時ちんだうかへ
すれやうれりはく蚕をおそましてめんめ
こときのことそはき侍るなり　ちんだうの蚕を食ふ事本草などにも見えたり
○又千秋万歳といふ事正月にあり　むかしは
正月中の六日月の比なるは踏歌とて京中の
男女あまたうちつどひて閑寂ゆく法師とうたひ
てまはりせしことなり　中華には唐の代に正月十五日十六日宮女千人踏歌せしめしが濫觴なり
鄭書などに見えたり　持統天皇の御時に漢人踏歌を奏せし
ことや光源氏の物語にかうしのよそほひ
さはをかへのうたひし事あり　此後風俗に
なりてもつぱら千秋万歳の法師とうたひ
侍るなり　踏歌の舞人万春楽を奏せし故
ついに万歳楽くと踏めり　世俗四答に見えたり　今も万歳
かたまの始に万歳楽とて恵比須さそうと言
てうたひ舞ありくなり其よりていはふ事なり

二日 此日を狗日と名づく東方朔が占書に正月一日
を雞とし二日を狗とし三日を羊とし四日を猪とし
五日を牛とし六日を馬とし七日を人とし
八日を穀とす其の日晴るゝ時は生ずるの兆其れその
日くもる時は災ありとなん されども天竺乃
生化自然乃妙理あり かゝる妄言をいひて天竺
乃大明の道を推量るハ象数をもて海をはかるに
似たり 況やわが不測の事なるをや 杜子美
が詩に元日到人日未有不陰時といへるハ俗説
をかりて天竺乃時日四方擾乱して人物なるに

ひめこしめ
のこと年山
紀聞の説を
よしとす
し

天ぜいはかる説いへり
○今朔卯乃刻に起食時にいたりて雑羮をくひ
冷酒をのむこと晦朔乃ごとし 又温飯を食し
温酒法乃むべし それのみ新春乃賀に行めぐる
所あれ今日明日行て賀すべし
○今日武家にて馬乗初あり これを騎る初といふ暦
にあるのり初とあるハ 又弓射初鉄炮打初あり 農家に
あやまりなり にひめはじめとありて
そうとし初あり商家にハあきなひ初とし 舟
ハ船乗初とす
○世俗に今年新に汲し男に此汲水をかくるの

あるひハ永禄の比阿波の三好が家臣松永弾正
が姫女を我家の童臣に妻あはせしより此戯
をはじめしとかや年わかき輩血気の盛なるものは
まなくしたがはねまでとなし身をそこなひ病
をまねく或ハ口論闘諍におよぶそのほか後世に
酒食を盛させ酔飽して訟におよぶ子細尤非なる事
是等のいやしき戯をなすべからず又是も又
これを禁ずべし

三日　今朝飲食をとらずして明日乃朝まで元日よ
りと日々にいたるまで雑煮を食し屠蘇酒を

のむ奴婢も又然り

五日　歳始ある人は此日領内の農人多く来賀す
酒飯饗応肉をとらすべし一年の初の饗応なり
農よりては濃く美饌をとらすべし農は是四民の
本なり是稼穡の功によりて身をやしなふ
なる事なれバ旱魃ありとも其さくらへそのふすべか
らは邑家地をたもつ事を詮し此年々
農功にむくゆべきなり又道路に酔人多き
は太平乃象なりと古人もいへり

六日　沐浴

七日 人日といふ 又霊辰ともいへり 人ハ万物乃霊たるゆゑにいふとぞや 和俗にはこれを年始の初めなり 今日七種の菜粥を製し食ふ 七種菜といふハ芹よ

せりなづな御形はこべら佛乃座すゞなすゞしろこれぞ七くさ

五形ハ鼠麹草なり又佛耳草・黄花蒿とも云ふ 佛の座ハ田平子なり すゞしろハ蘿蔔なり

とい佐ハ 此ハ仏のざといふものなり すゞなハ菘なり 蕪菁と云 一説に二月の事なり 皆文書に見えたり

延喜十一年正月七日に後院より七種の若菜を供ずと見えたり 宇多天皇の御宇よりはじまりしとかや

供すと見えたり 荊楚歳時記に正月七日七種菜を以て羹とし これを食ふとあり 年中行事に此日食七種菜 除万病

○又此日爪を切て始む 爪を切ハ湯の気にて軟らかなる爪を切る事とぞ 煩悩を除くの儀なりと 縛纏の事にもえたり 此日の詞にかく命せる

爪を切ると見えたり 年中行事に人日の詩にハ芹 秘藏の寓目 眺望 酔

○世俗ハ人の今日若菜を摘みて 四季を見るをもて 馬乃性のよしあしをうらなふとも 又天の時を晴となり 陰の日ハ凶なり

といふ本文あり又礼記に春を東郊にむかへて出る
土足をおらると見え侍り又俗にるを春をといひ
侍るハ湯乃戯なりまハ春花気色にかくれきその
たとさゝあそびゆかしきのなの怖世ハ春あるにも奴へ
ひとくりとや正月七日に春をると子生人年中此行事
雪とんしふかとい本文侍るあり今これ何も人乃た
子路にふいこれなりらじまり侍るや

高適乃人日寄杜二拾遺詩に

人日題詩寄草堂。遥憐故人思故郷。柳條弄色
不忍見梅花満枝空断腸。身在南蕃無所預。心
懐百憂復千慮。今年人日空相憶。明年人日知何處。
一臥東山三十春。豈知書剣老風塵。龍鍾還忝二
千石。愧爾東西南北人

○又東路にしへ乃俗に正月上の子の日野によく
小松を引て遊ぶ事あり太児乃歌に

子の日とは野辺にまかりのたかりて千代の
ためしに何をとひけまし　俊成

君乃世とも祝へよそ文いへひろの初子乃松代
末代を守りて　けふ小松を雲あをもしらずに
千年たも母乃樹をまへバ春れなし光乃種をするの小松人

にあらく知給ひけるかし 持ちるよ薫助吞門よ采
首にもと枝男八七歳ニ以為業飲之と作れハりろし
へしもかゝる事乃侍りけるや

八日 俗醫家初よ薬師佛よ詣経をとる也 今日その
服をわかちて宴を設く 又毎月八日薬師佛乃
ためよ素饌を饗するものあり これ浮屠氏は
説よますよひあやまりて薬師佛と醫乃祖神と
志てく祭るなりむかし神農氏なく醫薬を教
給ふ今世よ供乃醫術を神農以来歴代乃醫乃
祖とへあり源と称ねたゞ神農氏これ謀よ醫の祖

神にかくおとしまれず 微賤乃家に神霊をたゞとく祭
らんものは誤多し 醫術の素問と縦とせる扁鵲倉公と
醫祖とせる人もあり 中郡にあるは神乃世よ少彦名命
大己貴命醫薬を志めし給ふされとし祭られこそも
家 國の醫乃はじめなるべしこれと義よおゐて今
定めるべし 又和氏醫書乃中よ一言の數句も薬
師仏乃説見え侍らず あらぬふ薬師を祖として一八戸
つり八日ことに素食せるは縁よいたれたれあしくか
まつりよう定え給はるやうの世俗のならはしやうな
多し彼て祭せると定むべしと周てゑぬとて

十一日 此日國俗に鏡餅と具足とを年神に備へおきしを開(ひらき)
しなり 是を刃柄と祝ふ 昔ハ廿日を用ひしハ刃柄
と廿日とをいふこゝろなり 俗に云伝へたり 然るに廿日ハ
大猷院公乃御忌日なる故に承応壬辰の年より改て
廿日を用ひ鏡餅を祝ふ事本朝月令年中行事なとを
おさへ見れハ此月乃はしめより初午まて元服なとの事にかゝる
ものにして家々乃例によりて改むる事なし 正月初より鏡餅と称する
事和國乃俗例なり 父母祖先乃祝賀の為なり
餅と称するハ和國乃風俗なり 是ハ昔宮にもかゝる物なれ
ども今ハ武家具足に備へし祝ひ八幡紙つりしかざりて

たるのみなり 武家具足を祀るするハ道理なれども
なるべし 但旗を祭る事ハ古礼にして大将出陣
諸乃時と又戦場にて初て討る敵の血をもて
て旗をまつりし 虎鈴纏にかへしてまされ是治
世に旗を祭るをハいはずして其例を見れは我國にハ
て近世武田の家に御旗楯無とて先祖より伝
まし旗纏を殊に崇め名ある武士と御旗楯無
乃列席にて定め年初に会旗をとりおこなひ
しるものなるべしとかや
南八幡といひし也 先祖より乃事を祝ひ 今にその礼続されしなり 又武田の家の

またおしハ先祖より継のたる重器なきまでハ神よ
寄りく用ゐらしと定めり是れハ常の用意と心得
なぞらへて用ゆべきなるをハ次さまでも国俗
なく武士の風とまりぬまいハ俗に走らひてよし
元風俗に走らひてのにれなりあり倚らんなら何の俗
まれなるべし礼義に害あるなれハ風俗によるもよき
べからん

日本歳時記巻之一終

日本歳時記巻之二

正月之下

十四日門松注連縄をとる今日児童几飯に大なる縄を
数人打つどひくわへて引ならりこれを綱
引といふ所なる事なり

按するに歳時記にいはく立春日施鈎之戯以緪作
篾纜相罥綿亘数里鳴鼓牽之按古輪子遊鞶
為載舟之戯退則鈎之進則強之名曰鈎強遂以
鈎為戯起於これ縁しと也似たる事なり

○と衣薦綜ひろく日拌判全いろいろの物組みて

さぎまつりは蓑笠(みのかさ)きたる人の家々へ行(ゆき)かよふし
きと云への内へ入て俗(ぞく)をあらず乃方より取
てられ折敷に米銭(こめぜに)など入てのまへにかへせば
招来(まうこくわ)しくばりて物をかねくくりあらそひて
ゑようけるひのしるすあり江国(かうこく)にてハ三び
くといふ四国にかいづりといふす　此事
○西国(さいごく)にハ此日落着(らくがく)より御帳(ごちやう)に奉りてうぐる
もちを弁へ葉(よう)と一つにして地(ぢ)をあるいは土(つち)と
うめんとや東国には此事聞しめげふかし
よしある事俗にまちひて何の女ん此ハし　二

礼義(れいぎ)に害(がい)あるくハせざらんハよし
按(あん)ずるにもろこし中古元日に綫(せん)とて杖(つえ)に結(ゆひ)
付て鷄王(けんご)乃ように抜(ぬき)て會邪郡(くわいけいぐん)とあるハこれ
はしへトリの風俗(ふうぞく)なりと荊楚記(けいそき)にもみえたり
又荊楚記(けいそき)にいはく今如人(いふじん)正月十五日立(たて)二千囊(えん)一
掃(さう)二遊舎(さいと)一人執(しつ)杖(つえ)打二囊堆(えいど)一云以答二假痛(つつのこころ)一者之爲(きよらう)
如願(によぐわん)の故事(こと)耳(のみ)二これとはちみいふくるまら弁
とおのよる事なり

十五日　今日をとよえといふ元遊家(ぞうけ)の説なり　今晩門(えんもん)
松飾(かざり)連縄(しめなは)等(とう)を俗(ぞく)にさぐひとて焼(やく)へし　但(ただ)はち

くにゝやけば火災乃変あり爆竹乃火より
回禄おこる事の近年も多し去れば家近き
所又ハ宅せまくハ竈乃下にて焼べし風静なる折ハ
つゐに焼も又可なり　爆竹とハ竹をたきてちらちらする事なり
我國にて今日爆竹する事定説なし　いつれ法
より初りし事にやあらんしかれハ元日庭前
にて爆竹するハ山臊悪鬼を辟るといふ事歳
時記にみえたり又陳秘書にもとづくとなんされバ
王荊公が詩にも爆竹声中一歳除と作れり
上元にハ漢乃武帝の太一を祭るに叙(?)れり

夜明るまでおこなふを事乃始として燃
焼のきハかり又正月望夜庭燎を設くといふ事
開元遺事にみえたり天竺にハ正月十五日僧侶
あつまりて燃火をとぼし佛舎利をとふらふあり
爆竹乃事明ならず日本乃さぎちやうハ僧家より
いひ出せるハ後漢の明帝の時初て天竺より
来りし佛法をうけて其後道士とあらそひ(?)
むと術くらべありてそれ志るしとなんとて佛経
と左右に道士の書を右にわけて火をかけ玉
道士の書焼けり佛経ハ焼ず此義をたとへて

左義長と云又西域義長やあるやとかやす
京都乃俗は爆竹を鬼とぞ云ともよれり 西域仏法の義まさりて東土へ
流布すといふ事ありとも先ハ沙門乃わざ
とする事なれバ我道と差ふたるべし 禁裏山の説なり
あられバさぎちやう乃説を捜とも取にたらず又陰陽
家乃説あれハ巨旦将来を調伏の威儀なりとて
三毬杖焼の義今ハ元寿退治のことゝなりたれバよし
晴明の簠簋内伝よりて作れとこれ又妄誕乃
俗説なれバ豈信ずるにたらんや但もろこしにて
除夜元日等に小爆竹をならす事あるを思ひて

我国にハ今日するなし 去乃始おもへバ一年
乃邪気をはらひ散せるをよろこぶべし 呉乃俗
十二月廿五日爆竹をならす 范石湖の詩に云
俗ニハあれバ除夜元日のことをならする事を
あらはすべし 凡爆竹乃あるハ陰気を驚帰せる
と発越し邪気を驚しむるとなり 神異経
に云西方深山中有人也其長尺余犯人則病寒
熱名曰山臊人以竹著火中爆烞有声而山臊驚
憚又朱子語類に或人乃いふ除夜ニ李二といふ
ものありて厲となる郷曲凡祭祀仏事にハ

かれこすじ人乃ためよ列ふ僻鬼をとゝろかす恙
くれよくせざれバ斎食悉く為所汚ゞよ人
ありて爆杖を焼くてこれ所依乃樹を焚き
より逆よ級てやうな朱子乃いふく是他祀の
氣来敷役爆杖驚散了又焦氏筆乗よ李田
猿火集を引ていはく爆竹妖氣を辟事信也
たり鄰人よ仲叟といふものあり鬼乃為よ
祟をなされて二備を開くるゆへに鬼
志切りよ瓦石を投く蛎をもつ沈叟巫覡を
求めてこれをいのりけれバ却て妖祟をまし

いよいよはなはだし叟これよ謂ていはく日夜庭
中よおゐて竹を燃爆竹すべしとて数十
竿せよ叟その言を従ひて爆竹をして
暁よいたるこれより妖祟乃事やみしと
なんこの故をもつて見る時は爆竹乃邪魅へ
辟くるの理ありとみゆべし

○今朝小豆粥を煮て餅を入れるへてこれを今俗
歳粥の納ての枕箱よ十五日よりちかれせくまい
あしかし七り筆より寛年の比より初るし
とつや又七種粥といふは米粟黍子稗子草子

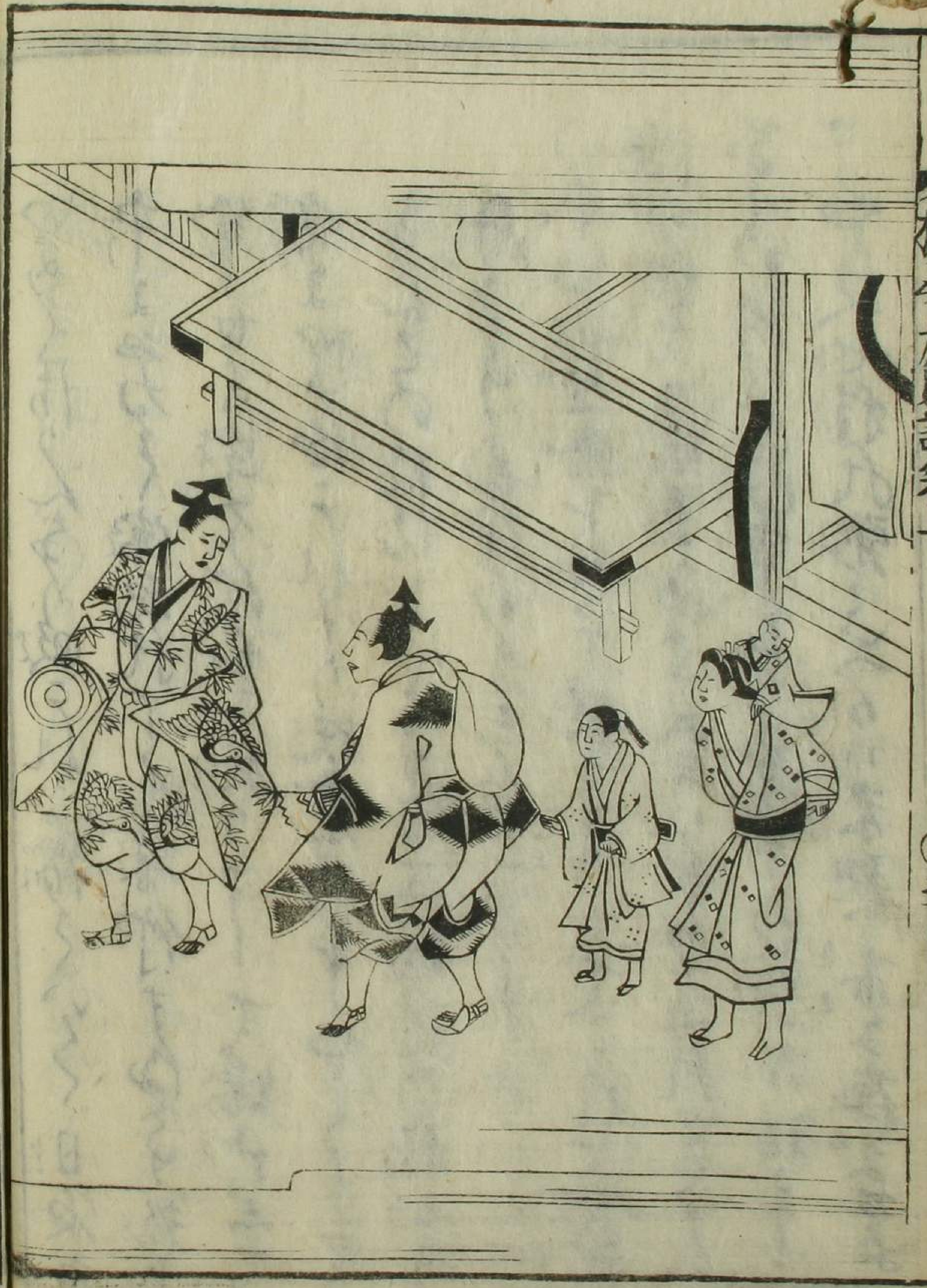

胡麻子小豆也と延喜式に見えたり又九條氏右丞
相記にハ白粥まめあつき粟栗柿さゝげなと
なりしるせり正月に薯蕷粥防風粥薺粥
なとをくへバ人によろしきといふ事千金月
令にみえたり

世風記に正月十五日小豆粥を煮て天狗祭と
なす庭中に案を竪て時の供へに粥をとるゆへ
その粥凝時東方にむかひ再拜も跪して食
を服し玉ハ疫ぎなしといへりしかし續斉諧
記荊楚歳叙の呉苑なとにきゆくの説ゝ過とされ

妖妄の説にして信ずるにたらず玉燭宝典に
正月十五日膏粥をつくりて門戸へと祭る
としるせり又荊楚歳時記にも正月十五日豆
糜を作りて油膏をそのうへにおくりて門戸を
まつると見えたり月令にも玉燭宝典に門戸を祭
るといふ事伝ふれバもちなん擬とさとへ俑

○今日祖先考妣の霊前に茶湯をそなへ新果
をすゝむへし毎月望日十五日にもかくのごとく乃
ごとくすへしと程子の書又文公家礼にもしるせり

○枕草子にいはく十五日ハかゆの木ひきかくして

貴賤(たかきいやしき)こぞりて女子をうつ事かくのごとし
いしてはねようしろをねらひすましてうつを
たりしをかいぞく志て女房あまたうちけるを
いろうけわりとうちまうひたるを見て
しらぬ又猿衣裳(さるえもん)巻よりく年をかぞへりぬ
すみのふハ遊び人くきかしこまれかりし
おりしまうの粥杖(かゆづゑ)引(ひき)くしつゝまくらひ
まうちうまでとおもしなのひうとも又く
ざりしおのくおしうちみとしし組の下組すれ
粥乃杖ふる手古事下勤撃中ふくも粥杖(かゆづゑ)

ふく女房(にようぼう)とうてハ男子(なんし)をうむとすはらうけなり
粥前(かゆまへ)などふハてくしらとなり又(まだ)ハ志て
まうあけしりまり今日粥杖(かゆづゑ)とて松枝末(まつのえだすゑ)か
やうく女氏衛とうてバ子をうむまじなひ
とてうちをもうるすとなり但今ハ小児乃戯(たはふれ)
事ときりて男氏もうハおひとめやうて遊(あそび)
強(ころ)よたいすまたふの女をうけちなり小国(くに)つうハ
松の枝(えだ)をとみてしよりのそうてうちをあまく女を打
所あり西国(さいこく)すい棒(ぼう)ふく女をうつ所あり家
小女らよりなる今日ハ婦人(ふじん)女子かゆ出に乳(ち)かうう

やなぎのすゑは其文兄その所司熟して人と
なりぬべし　次

○今夜は一年十二度の團月の始なり故に
もろこし人も此月を賞して翫ぶ事にや
東坡の妻王夫人洪済堂にて春夜の月を
めでゝいはく春月の色は秋月の色に勝れり。秋月の色は
人をして凄慘ならしめ春月の色は人をして和悦ならしむといひし事
趙德麟が侯鯖録に見えたり　今歳集に上和
門流を出
花ならばひるは清しる春の夜のこ風よの

月を見る人のかゝりけり　新古今集に大江千里
てりもせずくもりもはてぬ春の夜のおぼろ
月夜にしく物ぞなき

○今夕吏部の交をきらふ事を忌む　北史に事令と換
すと勝覧廣義に見えたり

十六日　國俗此日遊楽を事とす
五雜組に齊魯の人多く正月十六日をもつて
寺觀にあそぶこれを走百病といふと作りぬ
もろこしにも此日遊楽をなするもあるや

○又今日主恩にて奴婢は宿居　俗にあやまりてやぶいりといふ

[illegible]主人に一日の暇を乞て家に帰り父母兄弟
親戚に謁す

按ずるに事文類聚新紀に執金吾ハ宮中の
非法を禁ずる事を司る官なり唯正月十
五夜勅ありて許夜各一日禁をゆるべらるこれ
を放夜といふと伝りぬひとの国にもかゝれ
事ありと見えたり

廿日　今日女人乃鍼黹の祝とて手工繕ありし
縷組を貫合ふ事ありこれ武士此縫乃縫ひと
いふとはしらさ事なりけりかとさらゆかしき
ちりさいたさて初穂祝と綱ぞ取しき内人はこれ
を縁にとろうし俗にいひならはせり

晦日　沐浴

〇凡貴賤人功にかへしき寧ハ日ゝ家内宅中
をまとくも掃除すれるのありとれハ毎月
晦日に家内室中残る所なく掃除しぬれば
毎月中掃除を得たやすくて人功を大ぎに
省れてぶよし和漢ともに毎月晦日は諸司
休暇として宮中を掃除せしむといふ事
延喜式に見えたり

○荊楚歳時記に元日より月晦に至るまで並に
酒食を具へて舟をうかべ或は水
にのぞんで宴楽す毎月これ晦朔あり
正月を初年なるによりて時俗おもんじ守
りて節とはせり今の世民間にも年始よ新
歳宴会をもつて七日までをかぎりとす
此月世人おのおの親戚を宴会す　按ずるに秦中
歳時記に唐代長安の風俗毎年元日以後遞に
飲食を相邀へて伝座と号して誌せし事あり
なりとや　志の七日まで一家親戚男女集まりて親戚の宴会を
催す　またこれ我国の元日に飲むことも
往来して会飲し　其上此月世上酒宴を

もつて飲酒を盛にしきそひ月日を送りて世人の
佳を殺く晦日を祝ふにあらず又世人此月多く飲食
に酔飽して宴会を好く厭ふ事にすぎ
ず凡二三月天氣和暖にして花開く時に
親戚を会して宴を催すべし是人の宴会を催し
に楽しみ時なりしかも花樹の下に二三月花
平時なるべし唐代岑参が韋員外が家花樹
の歌に

今年花似去年好　去年人到今年老　始知人
老不如花　可惜落花君莫掃　君家兄弟不可

卜商列卿御史尚書郎。朝回花底恒會客。花撲
玉缸春酒香

去れとも親戚すくなき人或ハ兄弟子孫
少も親密なるもがしき者は情の懇をのべし
此月元日より晦日まで毎すぐ世俗に歳徳神やしく
然乃年行り暦林門答に元陰陽乃氣のりと用ふ
徳よあるべしとう有るに歳徳の方ハ一年の
方を徳乃方なり其十干乃徳なり但十干此
陽なると陰德とす甲丙戊庚壬これなり又陰
徳とは乙丁己辛癸これなり甲の歳徳ハ東

寅甲乃方に近し丙の歳徳ハ南巳丙乃方よ
あり戊の歳徳ハ中宮戊乃方にあり庚の歳徳
ハ西申庚乃方よあり壬の歳徳ハ北亥壬乃
方にあり此五干の歳徳ハ皆陽徳とて有つり
を方にあり又乙乃歳徳ハ西申庚の方に在
丁乃歳徳ハ北亥壬此方にあり己此歳徳ハ東
寅甲の方にあり辛の歳徳ハ南巳丙の方に
あり癸此歳徳ハ中宮戊乃方にあり乙丁己辛
癸ハ陰干とす故にをのづから徳なし陽此干
に配合して徳とするなるを以て乙を甲の妻

けだし相合は夫なる己乃気随ハ甲に生ず辛と丙
内妻とし相合すなれば辛の気随ハ丙に従ひ
乙と庚乃妻とし相合と夫なる乙乃気随ハ庚に
あり癸と戊妻とす夫なる癸の気随も戊に在
五行これ相剋と相そうなれば木乃妹となる庚の
金を妻とせし火の妹といふ壬の水に妻とせし土の嫁
と甲の木に妻とせし金の妹と丙乃火に妻とせし水の
妹と戊乃土に妻とす是これ相剋と相うらみ名
配合して以て弟兄と生れとなりしかれば十干
乃陰陽配合し各一年の内の気随を生ずる所

あり方なるべし非の名にあらず是れ陰陽家の説
金神邪説なるべしいはんや是を神としてまつるハ
古礼にあらず祭るべからず又晴明が簠簋内伝に
此年徳神とハ娑竭羅龍王乃娘にして牛頭天王
乃妻頗梨采女のことといふよし見えたり是天台
いぶき清浄妖妄の説なり世俗これを信じれ邪説と
偽どくんばわかるは淫祀を福をとるなる事あるをまれなん
祭りてもあるべし益なし志ある人ハ通俗
執拘がはずして可也
九月及五月九月中世俗かやうにす月結月移して

月の祭といふ事あり按るに周礼大宗伯
以実柴祀日月星辰祭義云祭日於壇祭月於
坎楊氏云春分朝日秋分夕月此祭日月之正
禮也賈誼保傅傳云三代之礼天子春朝朝日秋
暮夕月鄭氏云祭日東壇祭月西壇顔氏云朝
日以朝夕月以暮諸迎其初出也　日月祭此本于杜氏通典文献通考によれり
これら天子の日月の祭り給ふ事とみへたり又本
朝にも人皇五十二代嵯峨天皇の御時天平太秘の
記によりて卜部氏の祖春日大明神より二十七
代の孫智治麻呂といふ社務に勅命ありて玉体の
秘事如意宝珠の蒸に魚味をとらず人別火を以て日待
とおこなふ此時より日待月待の事始るといへ
り今の世俗士庶人においてまで僧を請し経
をよませ神供をそなへ飲食をとゝのへて日月
の祭となし日待月待と号須天子におゐてすし
て日月を祭るはさらに僭踰の甚しかれ
しき行事なりこれはきこえぬやむかし魯の大
夫季氏が天子の礼楽を僭し八佾して庭に
舞せしをさへ孔子そしり給ひて是をも忍ぶ
べくんばいづれをか忍ぶべからずとのたまへり

いかんや日月を微賤乃身にて奉るとや非禮の祭
をいへり日月をおがみかくしめ福をもとめんと
するや非を非禮とうけ給はゞなんぞ福をうるべき
おんや王制に天子は天地をまつり諸侯は社稷
をまつり大夫は五祀をまつると見えたり然かし一色
士は二祀を云庶人は一祀を云これ五祀乃内小
て二祀をまつり或は一祀をまつるよし文献通考
に見えたり上は下をかねまつる事なれども下は上
を僭する事をゆるさずされば天子ならではすべて
天地日月とはまつるべからず況や庶人天地日月はおそれ

多かるべしあれはまつるべからず事なるを
久しくいひきたりなんぞたゞやすく祭る
唐土又仙道家の説には日待とは天地大神を
まつるなり月待とは月読尊を拝するよしなり
天照太神は日の神月読尊は月乃神なればかく
いふなりされば我朝の法によれば日月待
なさんとおもはゞあらかじめ沐浴斎戒し其身を
起て浄衣を着し出て日を拝し夕に月を拝
すべし日待月待は朔日十五日に一月も日月を拝す
べし又は十五夜を用ゆべしかくのごとくにして一夜

故に人は理にしたがふ害なかるべし。かならず僊
具とて人は圓化と説く。又次ぎ天子にあらず
去りて日月とならん事は、おそらくは道理なり
凡蛇精此等をなす人は私なくして世にいて
私ありといはんや。天地日月を誹謗の家に禍
をや我日月を久しく見る人を見るに、不家に禍
也。是をありて身を子孫に保つものまれ
天道神明は知りやなきまたがれを此人と対
し悟よがたりし去られども、かくのごとき僭乱あ
乃羅のさなりなすとも不善にあらざるひさる

の道理なからんやとおもはれ、須しむべき事なり
又倭姫命世記に神祇をうけとりし神につかふる道
を説くにをしへあれど、いたく仏法の息を去りてある
て神明を斎戒しまれといへり。されば神明は深く
仏法をいみ給ふ理ある家なり。もしより伊勢太
神宮へは内外二所ともに僧尼のまうでをかたく禁
をゆるされず。その忌の詞は延喜式伊勢斎宮
の忌詞に仏を中子といひ経を染紙といひ塔を
あららぎといひ寺を瓦葺といひ僧を髪長と
いひ尼を女髪長と云、斎を片膳といふ。これらを内

乃七こゝといふ又かの七ミゝ行りこれ神明にふかく
いミきらひ給ふ所なるとぞいふやうすを忌
たゞくろまき祠をせんへてこなたの事かく成ざとし
志かるに今日緒月待して日神月神をまつり
まつる信を得し経緯よりも世をすごし神仏と
けがしまりあれども却而わざハひをすゝむるに
ちかひけりしからぬ人のつミ輕く却而災を得る人
をおなじく参せざるやそのあやまりにならん人
多し天地神明いふものを汚して罪をまぬるのせあ
きらうまずしてもかく乃蛇神の日ぎつらんぬべし

先身代をまづひとなる事必然の理なり世の人
これ理をまつくまで結ぶ志りかく蛇神は是と成
をしりハこれいさゝか妖怪の魔仏のさまぐれに行り
すひて我に福を立んとハあらす也天地神明の
たりまさを指の志隆へしてくハ古世俗のおや
まりにおかく参せる人乃為もかつて出るもの
世俗に庚申待とてもろく行りおれからは日月の
のミを事にあそびて是ハ日待月待に飲せるか
るすまれいそれきとり待の酉陽雑組にいはく
凡庚申の日三尸人のるをといふ七さむ庚申をと

守れハ三尸おとろひ三たび庚申とちれバ三尸伏す又太平廣記よいハく彭を三尸ハ姓常に人身の中にゐて其罪をうかゞひ察し庚申の日ごとに上帝に訴ふなり仙をまなぶものハ必三尸を絶べししかくのごとくなすよしバさとり自ら飛仙となるべし太上感應編にいはく三尸乃神と云ハく人乃身の中にあり人乃善悪をよく考録て庚申乃日ごとに上三台北斗のかみハ天曹の司に上りて其人のつくるとがの過事を糺ひ紀算を奪ふと

におゐて人乃あやまち大なれバ天より一紀十二年乃寿命をうばひ小なるときハ一算百日ハ乃命をうばふなりよつて長生を願ふもの乃慎してこれをさけよとありかの清淨經に云んぞ修するにたらんや積善の家にハ必餘慶あり積不善乃家にハ餘殃あるとて聖人の教にしく死生の理をしる事に善をなして庚申の夜經をよみとして守りぬればおのづから罪とまぬかると云ハ人に過をせざらしむるよおほじ善をなして罪と天にのがるべきなる

にふるき理りとさしてさだむるやいかんや庚
申と申すとは祭る乃義にあらずして此夜孫め
らずして鐘明にいたるをもつて今世の俗これを
守るといふ然るを守庚申と祭るを称して
あやまり乃上に猶あやまりあるべし又邪
説に庚申ハ猿田彦大神乃司として一日にとく
申は大神をまつるものといふを伝へこれ又
附会の説なり又庚ハ金なり申も金なり
金と金と剋することなしといへば日なり
しかるに申は土とし入て相生乃祭とすとぞいへり

是又牽強なり已に行の相剋といふ庚と申と
其ほどやかく人さ理によ理ある事ならず
是て僅にただ流俗にまどはされて妖妄の
事となさんさまなりされば柳子厚に尸
と罵る文あり其譏顛三彭傳訶り羅京論柳
り文に跋をつけり又俗史類に庚申乃令を
眉其外邪法にて釈氏も儒もすべからくと是の世り
浮屠となる此妖妄をなす事を知るべしとするに
釈氏採録に子厚の文も譏顛の俗よりて僞
かた又此物語りとさといふべし識者に笑れ堪り

許郢州乃徒に教室初甚守庚申と云に
より張籍乃閑居に侍り唯数推甲子不眠過
守庚申とあるよし
世俗正五九月とて此三月を搆る事なるべし
中華にてもかくのごとくなるを見ていへり又雑組に
正五九月上忌唐より以来此是あり清波雑志に
いはく佛法以正五九月為齋素月不宜宰殺
是破戒之人と云今京師官命下州任初至忌正五九月
為差跌更以外官甚不過之若為傷敗事多何
拘忌之甚也とあり又瑯琊代醉編にいはく正五

九月不上官戴埴のいはく釈氏乃智論に天帝
釈宝鏡をもつて四大神州をてらし毎月一たび
移して人乃善悪を察す此三月南贍部州を
てらす故唐人これをもつて死刑をおこなはず因三長
月并諸国に屠宰をいましむ上官渡世国
ことなれことをもつて至ハ浮屠氏乃説より出て
儒家此説によりされども是非を論ずるに及ばず世人
かくすは此拘忌によるべしまづして可なり
そのふしは毎正月に鍾馗乃像を図して鬼を厭
七月くはしく廣義に見えたり我　国にも鍾馗の事

世に久しく云ひ傳へきてあり今の世の絵にかくは
もと撫するに有けり唐逸史に云 高祖武徳
年中鍾馗と云ものの科挙に応ぜしに及第
せざる事を恥て階に触て死す 高祖これを命
じて緑袍を賜りて葬らせ給ふ 明皇玄宗の
開元年の四月元日の夜此夢にひとりの小鬼あづ
かり虚耗と称して玉笛をぬすむ時に一大鬼来
て小鬼をとらへてこれを喰ふ 明皇夢の中に
これが名を問ひ給へば對へていはく臣は終南山の
進士鍾馗なり 武徳年中時に緑袍の葬を

賜りし恩を報ぜんがために誓て天下の虚
耗の鬼を除くと見え給ひて夢さめぬ それから
呉道子に命じて此像を図してこれを天下に
傳へられしより其の絵のはじめなりとかや
其のうへ張説が謝賜鍾馗表あれば開元
より前迄流布の事は久し 按ずるに小續捃
志にいはく 鍾馗唐の明皇の夢より起るといひ
はじまるとしるは非なり 北史に堯暄本の名は鍾葵字
を辟邪 于勁字は鍾葵 宋の宗愨が妹の名も又
鍾葵 ただ葵と馗と聲同じくして字異なるのみ

本草綱目に時珍がいはく爾雅に鍾馗ハ菌の名
也といへり又考工記の注に終葵ハ椎の名なり
これによりて菌椎の形ハ似たり椎又菌の形に
似たれバ名を同うす俗に神の一椎を執く鬼と
いふ図を畫て前鍾馗とよびつく事となむその
図に鍾馗の像を作くこれ末弟の縁起よく
鬼を啖ふといふ道に基すとなりてそれ訛と
しれ
鍾馗氏する時珍が説を以て正説とすべし
唐逸史の説のごときハ妄誕のもの也ぞ是非

さらに愚んや其く書を修せバ書にもら
じくとこうりもむをかかれ
又事物紀原ハ元三大師とて慈恵僧正の像を出
てつ戸におしつき邪癘をふせぐまじなひの
すゝく俗人乃家ごとにもちゆるなり元三の
ふ慈恵僧正の影像と成て乃民家に押ハかの
僧の時賢の後をいるく寫とりして摺く
影像を亙ん而ハさるまど邪魅害級をたく
ふんと又諸に夜を飛すともくりと見てより
押するうやうの事とハ世悲に香とれて

ほくそひ雅道をまなび理明かならバこの
けいこの此遠慮をもつべし
此月樹木を移栽べし正月と本をとりゆり吉時に
先古書によるに枝を切て地に挿を此月
よし又花草を移栽るも此月より下旬と月令
廣義によりて見れバ是さへ生気乃気とぬくゆへ能
生活となる也や農政全書によるに花後草木
を植るに下弦乃後上弦の前よし　下弦とハ廿二三日上弦とハ
八日をいふ　陽気ハ月に随て盛なり衰とみて知べし
気盛たる時本乃生気全く枝葉にあり故に

移せバ其性をやぶる接木をされバ其本とやかく
又いふ凡果木をうゆる事ハ先九月乃中旬後
樹乃まハりを堀て縄をもてまハりをからめ置
さらに其あとへ肥土を入水をそゝぐべし次年正二月
うつしうゆべし移栽の時土を半分ほど接とりて
土をつき固くしてよくやはらかなる土を加え
地面より二三寸たかくまぜよし土ともなれバ
よく重うつ次栽てのち半月ほどハ毎朝水にて澆
此月柳乃枝を切て地に挿ハ速かに生長すと月令廣
義にみえたり凡此月枝を挿て可なる木ハ数

□□　圓柏　羅漢松　海紅　海棠　山茶花　石榴
山礬　薔薇　芙蓉　桜桃　等なり　其法　黄土を目
にふるひ細末し　砂土と等分にしてふるひて
よくまじへ　水をよくそゝぎて　塊にまろめて
枝をとる事　ひまのそくなきよう別の枝にたきたる
えださしく　先を尖として　ゆくその穴よりそぎ
たる枝を四五寸さしたる　分時をみちる也
陰地によろし　土はよおやひとすべし　日をいむ
在なりかくのごとくすれば　萎せざるすくなし
枝より根生したる時　移しうゆべし　又　樹

冬より落葉せざる木は五月梅雨の時挿てよし
鉢にて薔薇の木を正月に挿入し　其さし木実
うゆる事いと早く生長し　瓜菓利用の益何ぞ是
蒙子に十年の利ある樹を植るはあらざるとえその
をとりて次元草木を植て遊覧をなし　日々園
中に遊んで其代生理を静観しまた花を愛
賞を楽しみ天下ことに賢子の楽なり　程子の万物之
生意最可観といひ　又静観自得四時佳
興与人同といへるは　万物静観真理わろきのと観
て天地生物の化をとうしたる理を知るべし

歐陽公が種花詩に
淺深紅白宜相間。先後仍須次第栽。我欲四時
攜酒去。莫教一日不花開
楊誠齋が三逕の詩に
三逕初開是蒋卿。再開三逕有淵明。誠齋奄有
三三逕。一逕花開一逕行
趙自勵が栽仁杏詩に
白髮種根從遠迹。何年及見子垂々。老来但欲
添培植。不問園花結子時
正月ハ發生の初なり。春は木をうゝるによき時の
節とこゝろえ、そのかはりめにまかせてこゝろより
むすれたる梅ひなどより秋の子をとるにかうれ
此事月令に見えたり。曾子の曰く樹木ハ以時伐焉
禽獣ハ以時殺焉。孔子の曰斷一樹殺一獣不以其
時非孝也。これ祭義にあてたりとさりかなくこころ
此不時をのまゝ世すらる作るものにつらうきき
天理人乃所恭なりととるこゝろなり
生と類よいそく孟春の月天地資始万物化生の
春ハ國家よして生氣を泄さぬなり
此月樹皆をさくへ小穴とか梅の蓼とくるへ小腎をやぶる

生薑を食ふハ面より遊風と悪の又邪氣をふせく
ことなかれ又蟄蟲不時に地を離して飛揚
の氣を避べし　月令廣義 事類叢書に見えたり

凡一年に七十二候あり五日を一候とし三候を一
氣とし六候を一月とし七十二候を一年とす
正月より十二月まで毎月各六候をまうく先
正月の六候第一東風解凍第二蟄蟲始振第
三魚上氷右立春の三候なり第四獺祭魚第
五鴻雁來第六草木萌動右雨水の三候なり

凡一日一夜漏刻の數をいふて百刻百刻ハ漏水の
内に立る箭の上にきざみたる數なり漏湯の滴
長によりて晝夜の長短ひとしからず
晝夜かはる時も數みじかく夜ながく紀時ハ晝を
しるしなし二十四氣晝夜たがひに長短あり
先より以下毎氣晝夜の長短をまうくべし
先立春ハ晝四十三刻五十分夜五十六刻
十分合百刻なり雨水ハ晝四十五刻五十分
夜五十四刻十分あり凡六十分を一刻とす
月令廣義に見えたり

日本歳時記巻之二終